

札幌大学研究紀要 第五号（二〇二三年十月）

《書評》

藤原浩史「平安和文の命令表現」を駁す―上

川上徳明

はじめに

ここでは次の論文を問題とする。

藤原浩史「平安和文の命令表現」（『日本語学』二〇一四・四「特集 命令表現」）
 先ず右を取り上げる意図について一言する。

本論文は著しく観念的・恣意的であつて甚だ実証に乏しい。総て作り事であり、徹頭徹尾、詭弁・虚言に終始すると評して過言ではない。それは論文全体が和文以外のある一例文の誤解を唯一絶対の根拠として構想されたものであることに由来する。個々の例文解釈の強引さも総てそこに起因する。

更に本論文は自身の主張に絡めて繰り返し筆者の「命令・勧誘表現の四段型体系」説を批判、否定しているが、悉く無稽の空論であり、全くの妄批に過ぎない。

よつて本論は氏の論文自体への批判と筆者の体系説否定に対する反論とを事とする。

—

氏の論の「一 はじめに」を見る。ここは三小段落から成り、初めに命令表現について略述し、次の小段落で平安時代と現代との命令表現を比較略述した後、尊敬語「くたまへ」は「目上に対する命令表現」であるとする。続く第三小段落では「この状況を評価する場合に、二つの見解が可能である」として

① 現代語と古代語では命令形による命令表現は等価であるとみる。

② 「くたまへ」と「くしてくださいませんか」は出現環境が類似するので、これを等価と見なす方法である。

とする。(太字筆者)。続いて「本稿は

③ 古代の命令形述語文の価値と

④ 命令表現の体系について論ずるが、

⑤ この後者の可能性を提起するものである。

と言う。(記号・改行・傍線筆者)

右⑤で「後者」というのは直前の④ではなく、先の②を指しており、注意を要する。

以上は本論文の問題提起であるが、中心である②の、古代語「くたまへ」と現代語「くしてくださいませんか」とを等価と見なすことなど到底あり得ない。これは遑って冒頭の「くたまへ」を目上に対する命令表現としたことに起因する。よって先ず尊敬語「くたまへ」を目上に対するものとするものの非について述べる。

『源氏物語』で目上に対する命令表現は概ね二重敬語「せ(させ)たまへ」を中心に、「おはしませ」「おぼしめせ」等の最高敬語によるものであって、「たまへ」ではない。端的な例を挙げれば、惟光の源氏に対

する全五例は総て二重敬語、最高敬語の例である。

更に『源氏物語』の命令、勧誘表現全約六五〇例中、「たまへ」「せ(させ)たまへ」は三〇〇例であるが、今簡明を期して「桐壺」から「若紫」までの五巻に絞って一瞥する。

この五巻の「たまへ」の例は二四で、「桐壺」巻には五例見られるが、その初見を含め四例は桐壺帝の、故更衣の母君及び藤壺他の女御・更衣に対するものである。なお、その他の一例は更衣の母君の、命婦に対する例である。これを見るだけで、「たまへ」が目上に対するものではないことは明白である。

更に先の二四例中、源氏が話し手の一五例で、一三例は夕顔、軒端菰・紫上・源氏の乳母・紫上の乳母に対するものであり、残る二例は源氏と対等と目される頭中将への例である。以上の帝・源氏・更衣の母君の例の他、残る四例中にも目上に用いられた例はない。ここで一、二の例を示しておく。

「今は、なほ、昔の形見になすらへてものしたまへ」(桐壺一・二九 桐壺帝↓故更衣の母)

「かれ聞きたまへ」。この世とのみは思はざりけり「(夕顔一・一五八 源氏↓夕顔)

「この膝の上に大殿籠れよ。いますこし寄りたまへ」(若紫一・二四三 源氏↓紫上)

要するに「たまへ」を目上に対して用いることはない。ここで氏の間までの見解を見る。結論を先にすれば、「たまへ」を目上に対するものとするのは明らかに氏の持説に反する。氏は初期の〈依頼表現〉以来の諸稿において、「させたまへ」を上位者(支配者)、動詞命令形(無敬語)を下位者(従属者)、問題の「たまへ」をその中間の、対等の相手に対するものとし、本論文と同時期発表の〈配慮表現〉ではこれを敬語の「三段階構造」として強調・力説しているのである。それが何故ここで突如変説したのか。

理由は単純かつ明白である。それは前述②で「くたまへ」を「くしてくださいませんか」と等価としたからである。右二表現を等価とするためには先ずは「たまへ」を目上に対するものとしなければならない。しかし、「たまへ」と現代語の恩恵授受を内容とする否定疑問文形式とが「等価」であることなど勿論到底あ

り得ない。

しかもその理由たるや、両形式の「出現環境が類似する」からだと言う。しかし、右の類似を言うためには両形式の古今の用例を博搜し、その出現環境を具に比較、検証しなければならぬが、ここにはそれについて全く一行の言及もない。けれどもこれはむしろ当然なのであって、氏の言う出現環境の類似とは、何のことはない、単に両表現はともに目上に対するものだ、というに過ぎなからう。氏はそれを事々しく、御大層に、「出現環境が類似する」としたのである。まさに詭弁の極であり、読者を欺くことこれ以上はない。

論文冒頭におけるかたる詭弁・偽妄は本論文の性格を端的に象徴するものである。

そもそも本論文の首尾を通じ「たまへ」の例は遂に皆無なのであり、また「〜してくださいませんか」についても事情は全く相違がない。これでは右はあまりにも空々しい。

如上の氏の主張は自説の辻褃合わせのために事実を詐つたものと断ずる。

本論文は全文を通じ「たまへ」の例を唯の一例も挙げることはない。論の冒頭で、自らことごとしく提起した「たまへ」の表現価値の検討がここには全く存しない。これでは論文全体が読者を欺くに等しかろう。まことに驚くべきことではないか。

二

本論に入る。第二項は「**平安時代の命令文型**」と題するが、冒頭唐突に筆者の「命令・勧誘表現の四段型体系」説(注1)を引用する。

古代の命令・勧誘表現について、川上徳明(二〇〇五)は、次のような四段型体系があると主張する。基本的に命令形による命令表現が今日と共通し、婉曲表現が古代語と異なるという前提に立っていると

推察される。

(1) ①型 命令形による直接的な命令表現

②型 推量形式による婉曲な命令・勧誘表現

③型 推量―疑問(問い)の形式による一層婉曲な命令・勧誘表現(傍線部は氏の引用に脱落)

④型 反語:否定の形式による最も婉曲・間接的な命令・勧誘表現

右は筆者の体系説が現代語との比較を「前提」としていると「推察」しているが筆者はひたすら中古の命令・勧誘表現の用例博搜とその解釈に沈潜し、それを帰納することによって体系を見出したのであって、如何なる「前提」にも立っていない。拙著(二〇〇五)の「序論 第二章 命令・勧誘表現の四段型体系」では中古の物語・日記等一六作品の計二三七一例を作品別・型別に分類表示しているがこれは端的に筆者の研究のあり方を示すものである。氏は何を根拠に前述の如き「推察」否、臆測をするのか。

なお、先の傍線部の意をとるに、古代語の婉曲表現が古代語と異なる、ということになる。まことに不可思議な論理である。しかもこれが筆者の説の前提であるというのは誤解、曲説も甚だしい。

次は前掲「四段型体系」引用に続く例文である。

(2) 「かの、ありし中納言の子は、得させてむや。らうたげに見えしを。〈略〉」と、のたまへば、「いと

かしこき仰せ言にはべるなり。姉なる人に、のたまひてむ」と申すも、(源氏物語・帚木 源氏↓
紀伊守、紀伊守↓源氏)

氏は右の傍線部が順に筆者の言う③型、②型であり、意味は共に命令であるとして、②型・③型が婉曲な表現であるとの筆者の説を否定する。

氏が右の源氏の言を「明らかに命令である」とするのは紀伊守がそれを「かしこき仰せ言」と「評価」しているからだという。これに関し右の引用例文中の〈略〉の内容を確認する。そこでは、

「らうたげに見えしを、^①身近く使ふ人にせむ。^②上にも我奉らむ」とのたまへば、の傍線部が省略されている。しかし、紀伊守が「かしこき仰せ言」と受け取った重点はむしろここにあると見なければならぬ。特に^②は

「小君を殿上童として、わたしから主上に差し上げよう」

の意である。先の引用は解釈を左右する右の重要な事実を省略によって覆ったものである。

次に紀伊守の言葉「のたまひてむ」を

これは、聞き手である源氏の行動を指定しており、確実に命令表現ではあるが、(後略)

と言う。これには一驚した。命令・依頼・勧誘等々は何れも行動・行為の指定に外ならない。従って「行動指定」即「確実に命令表現」なのではない。これは命令表現の基本的・初歩的な認識に属することではないか。

なお、紀伊守が源氏に命令することなどもとより到底あり得ない。

氏は前述の如く例文(2)の源氏及び紀伊守の言を共に明確な命令とし、^②型・^③型が「婉曲」な表現であるとの筆者の見解に疑問をもつとした後、

まず、「疑問」とされている終助詞「や」を検証してみよう。これは必ずしも疑問とは限らず、命令形述語にもしばしば下接する。(傍線筆者)

と言う。これは筆者の「四段型体系」説に対する甚だしい誤解に基づく。前掲体系によって明らかのように筆者が「疑問(問い)」としているのは^③型の「や」である。これは係助詞の文末用法であって終助詞ではない。(注2)

更に、^③型の「や」と命令形の一部に下接する「や」とは命令表現の体系及び意味機能の両面において割

然たる相違があり、これを同一視するなど到底あり得ないことである。従って、ここで後者の例である次の例文(3)(4)を論じたところで全く意味がない。右は問題設定の最初から大きな過誤を犯しているのである。次が先の引用に続く例文である。

- (3) 「待ちたまへや。そこは持にこそあらめ、このわたりの劫をこそ」など言へど、「いで、この度たびは負けにけり〈略〉」(源氏物語・空蟬 空蟬↓軒端萩 筆者注 傍点部「たび」は衍)
- (4) 「右の中将も声加へたまへや。いたう客人だたしや」とのたまへば、憎からぬほどに、「神のます」など。(源氏物語・匂兵部卿宮 夕霧↓薫)

右例文(3)(4)についての氏の「検証」内容を見る。少し長いが省略せずに引用する。なお、私に改行し、記号・傍線を付して記す。

A 川上氏は命令形に接続する「や」について、「感情の昂ぶりをさながらに表出」するものと説明する。

B しかし、(3)は、あわてて終局を待たずにあわてて石を数え出す軒端萩を、空蟬が制止する言葉であり、(4)の夕霧のことばは、客人ぼく静かにしている薫に歌うことを促しており、年長者としてとても冷静である。むしろ、きわめて冷静に相手に働きかけている。

C 「や」は、話し手側の感情の表出ではなく、聞き手側へ意志変更の働きかけを職能とし、「今のところ、そのようにするつもりがないと思うが、そうするように」と、相手の意志の変更を働きかけることばである。

先ず右**A**に関して記す。筆者は命令形下接の「や」を焦燥・苛立ち等、話し手の昂った感情の表れと解するが、この見解は平安和文二四作品中の該用例全五〇を逐一検討した結果得られたものである。詳細は拙著「本論 第八章 命令・勧誘表現の助詞『や』」(七五三〜七八二頁)に譲る。(注3)

次にBを見るに、(3)は「制止する言葉」、(4)は「年長者」の言葉だから「とても冷静」、「むしろきわめて冷静」であると言う。しかし、(3)で「制止」しているのは言うまでもなく述語命令形「待ちたまへ」であり、(4)で「促して」いるのは同じく「声加へたまへ」である。従ってこれは何れも「や」には全く毫も関りがない。氏は一体何を説明している心算なのか。

しかも(3)は「あわてて」「あわてて」いる軒端萩を制止する言葉だから「きわめて冷静」だと言う。まことに不思議な論理である。

なお、(3)については前掲拙著(七七九〜七八〇頁)において検討しており、詳細はそれに譲る。

次の例文(4)ははやかな宴会での例。酒席でもとり乱さない薫を夕霧は歓楽にひきこもうとする。「声加へたまへや」は稍急き込んだ調子で謡わせようとしているのである。氏はこれを前述の如く唯年長者の故をもってきわめて冷静な言とする。これは問題の「や」を度外に置き、論点を掬り替えたものであって、これでは全く「検証」の意味がない。

Cに進む。「や」は話し手側の感情の表出ではなく、「聞き手側へ意志変更の働きかけを職能」とするものだという。とすればこれはその前提として、聞き手が受命以前に既に何らかの意思―物事をなしとげようとする積極的な心組みを抱いていると、話し手が想定していることを意味する。例文(3)で言えば、空蟬は制止に先立って、軒端萩に何らかの意思を認めていたことになる。ところが続く説明は

今のところ、そのようにするつもりがないと思うが、そうするように。

である。これでは言うことが全く逆ではないか。何の「つもり」もない聞き手に対して何を如何に変更せよというのか。

なお、(3)において事は既に実現しているのである。それを「今のところ」云々は向後そうせよというのか。また、繰り返される「そのように」「そうするように」の「ように」は何なのか。これでは、状況とは

裏腹な、悠長というより間抜けな表現とせねばなるまい。

次に問題の「や」について文法面から一言する。

助詞は助動詞と共に日本文法学上「辞」の代表的なものとされ、主として言語主体（話し手）の立場の直接的な表現に用いられる。換言すれば助詞が「詞」的な概念内容（ことがら）を表すことはない。問題の「や」も勿論この範疇にあり、前掲の氏の見解の如き文相当の意味を表すことは全くない。氏の主張は日本文法学の定説を頭から無視した常軌を逸したものであって到底何人の容認も得られまい。

以上、例文(3)(4)の「や」についての氏の説を悉く否定した。初めに指摘した如く、これは③型の「や」とは全く何の関係も無いのみならず、それ自体の説明としても到底あり得ない放恣かつ自家撞着の言である。要するに作り事なのである。

ところで、氏は右のあと再び前掲例文(2)を取り上げる。

D (2)の「得させてむや」も命令表現であるから、

E 自分の要求を全く予期していない相手へ話題を切り出すものとして、右と同様に「や」が付加されているものではないか。

F すなわち、「あなたは予期していないことではあるが、私に得させるように」という通達と理解でき。 (改行・記号・傍点線 筆者)

一読啞然とした。これは先の例文(3)(4)同様全くの作り事、詭説であり、口舌を巧んでいるに過ぎないがその不条理は更に甚だしい。日本語の助詞「や」についての、これほど非常識な妄言は全く類を見ない。これは読者の悉くを呆れさせるであろう。冒頭の「たまへ」についての虚妄・詐誕の主張に始まり、ここに到ればこれはもはやまともな論文として対すべきものではないが、以下、右の問題点を箇条的に指摘する。

第一、先ずD↓Eで「得させてむや」は命令表現であるから、話題を切り出すものとして「や」が付加さ

れたという。しかし、前提如何を問わず、即ち命令表現であろうとなかろうと、文末の終助詞（氏の呼称）が話題を切り出すなど論理的にも実際上も断じてあり得ない。これは日本語についての基礎的な常識に属することではないか。助詞の文法上の性質については先に指摘済みである。

第二、では右の「話題」は何を指すか。氏はそれを少しも示さないが、「話題を切り出すものとして」「や」が付加されているというのであるからその「話題」はあるいは得させてむ—や。

の波線部を指しているのかも知れない。まさかとは思うが、しかし氏の説は常に尋常の論理の埒外にあり、吾人の想像を遙かに超えるから、この推測も強ち見当外れではなからう。またこの語句に直接する「すなわち」以下もその意識に基づく記述と見れば納得がゆく。

この文の話題は勿論

かありし中納言の子は

の波線部であり、それを話題として提示しているのが「は」である。即ち「は」は提題の助詞である。

次は問題の例文に直接する源氏の言葉である。

「その姫君は朝臣の弟妹やもたる」

右の話題が「その姫君」なることはもはや言うまでもなからう。次は「雨夜の品定め」の一場面である。

「すこしよろしからむことを申せ」と責めたまへば、「これよりめづらしきことはさぶらひなむや」

（宿木一・八八 式部丞↓頭中将他）

波線部はまさにこの場面の主題（女性論）そのものである。次に③型の例を挙げる。

「いと難きことなりとも、わが言はむことはたばかりてむや」（浮舟六・一一六 匂宮↓大内記）

氏はこの「や」をもなお「話題を切り出すもの」と主張するのであるか。

以上、「話題」の例を挙げた。ただし、命令表現において常に話題が示される訳ではない。実際にはむしろそれは極めて限られているのである。ともあれ、文末の「や」が話題に関わることなど決してあり得ないことを知るべきである。

第三、「や」は「全く予期していない相手へ話題を切り出すもの」だという。この論理は全く不可解と評する外ないが、ここでは一往その「予期」云々について見る。

氏は例文「得させてむや」を最初の〈依頼表現〉(一九九五)以来四度に亙って繰り返し引用しているが、そこでは

源氏と紀伊守とは**初対面**の間柄なので、遠慮が働いて相手には是非を尋ねる、間接的な形式で依頼表現をしたもの(要約抄出、傍点・太字 筆者)

としていた。また続く〈科研報告書〉(二〇〇九)でも簡略になってはいるが同主旨である。

氏は初対面なるが故に紀伊守は源氏の要求を全く予期していないとしたものであるが、これは次の事実によって完全に否定される。この条に先立って、源氏は方違えに紀伊守邸へ行っており、両者は決して初対面なのではない。

しかもその際、あまたある子供たちの中で、殊に「けはひあてはかに」見えた子(小君)が特に話題になっていた。

「かの、ありし中納言の子」

とあるのはそれを前提にした表現である。即ち源氏・紀伊守にとって小君は既知、共通の話題なのである。

更に、例文(2)は次の記述に続くものである。

(源氏は空蟬のことが)御心にかかりて、苦しく思しわびて紀伊守を召したり。

前述の如き経緯の後、源氏は紀伊守を「召し」たのであり、この時の源氏が、相手は自らの要求を全く予

期していないなどと推測する謂れは少しもない。

右の「や」の予期云々に関し反例を挙げる。

「まことは、らうたげなるものを見しかば、契り浅くも見えぬを、さりとてもめかさむほども憚り多かるに、思ひなむわづらひぬる。同じ心に思ひめぐらして、御心に思ひ定めたまへ。いかがすべき。こにてはぐくみたまひてむや。…めざましと思さずは、(腰結を) ひき結ひたまへかし」と聞こえたまふ。(松風二・四二三 源氏↓紫上)

大井河畔の邸に明石君を尋ねた源氏は予定より遅れて暫くぶりに帰京した。紫上は嫉妬で不機嫌である。源氏は愛想よく紫上の傍に寄り、恐る恐る明石の姫君のことをうち明ける。

右冒頭の「まことは」はまさに「実は」と「あらたまつて話を切り出す語」(「新編」頭注)である。

この例では問題の「はぐくみたまひてむや」に先んじて「御心に思ひ定めたまへ。いかがすべき」と姫君の処遇を相談している。従って「はぐくみたまひてむや」は初めて話題を切り出したものでも、また相手の全く予期せぬことでもない。

次に『宇津保物語』から例を引く。

「今宵いとさうぎうしく侍るべき。いともしもかしこくとも、渡りおはしましなむや。翁こころならば、舞ひて御覽せさせむ」と聞こえ給へれば、いみじき見物侍るべかなりとて、みなおはしましぬれば、(宇津保 蔵開上 正頼↓忠雅・式部卿宮)

右は「いぬ宮(藤原仲忠・女一の宮の子)」の七夜の産養の祝宴の招待の辞である。話し手の右大臣源正頼は女一の宮の祖父であり、聞き手の左大臣藤原忠雅は正頼の六女を妻とし、式部卿宮(朱雀帝弟)は女一の宮の叔父に当る。即ち三者は親族であり、忠雅・式部卿宮からは既に多くの贈物が届いている。

産養は平安時代の貴族の風習であり、『源氏物語』葵巻にも夕霧の産養が盛大に行われたとの記述がある。

先の正頼の言の冒頭に「今宵」云々とあるのは一見唐突のようであるが、今宵の産養が既に話し手・聞き手両者共通の認識になっているからである。また「舞ひ」とあるのも御七夜の儀に続く和歌管弦の遊びを前提としたものであり、それは聞き手にとっても先刻承知のことである。「いみじき見物」云々は聞き手側の大きな期待を表している。

更に右に続き九夜の産養も正頼邸で行われたが、この主催は仲忠による。

中納言の君、北のおとどに「渡らせ給ひなむや」と聞こえ給へりければ、おとどおはしたり。(蔵開上仲忠↓正頼)

右は中納言仲忠が妻の祖父右大臣正頼を招待したものである。ここで仲忠の言が甚だ簡潔であり、また聞き手正頼が直ちにそれに応じていることを見逃してはならない。

かかる二例において、その話題が話し手・聞き手両者にとって既に共通の認識なることは改めて言うまでもなからう。

なお、誤解はないと思うが一言する。筆者は「や」は聞き手の「予期」を表すものなどと主張しているのではない。「予期」の有無は右二例に見る如く個々の発話の場における話し手と聞き手との関係及び話題如何によることであって、それは「や」には寸毫も関係がない。

そもそも命令表現(③型)において、相手の予期如何を問題にし、一々「あなたは予期していないことではあるが」などと口にすることなど絶対になり得ない。しかもそれが「や」の意味だと言うに及んでは只驚く外はない。

第四、以上「や」の「話題」及び「予期」に関する検討が長びいたが、先の氏の説明にはいま一つ論の全般に関わる重大な問題がある。それは例文(2)の説明Fの末尾に突如「や」の意味を「通達と理解できる」としたことである。右によれば、「通達」とは相手の全く予期せぬことを要求するものだということになる。

まことに驚く外はない主張であつて唯啞然とする。もはやこの論理は尋常ではない。

ここで「**通達**」の意味を確認する。「通達」とは

上級行政機関が下級行政機関に対して命令する一形式で、文書によつてなされる場合をさす。(後略)

『世界大百科事典』平凡社)の意である。(注4)

「通達」の意が右の如くであるから、これが平安和文の物語等の会話文中の私的な命令・依頼表現を指すことなど勿論断じてあり得ない。氏は以後この語を頻用し、まさにこれは本論文のキーワードと目すべきものであるが、その概念規定は遂に見られず、しかもまた、その用法は甚だ曖昧である。

氏はかかる重大な語を全然説明しようとしめない。それは氏にとってこの語は論文執筆以前に既に**措定**されているからである。「**措定**」とはある命題を自明なもの・証明するまでもなく明らかなことと主張することである。この場合で言えば、③型「得させてむや」を「通達」と主張することは氏にとっては自明の、したがつて説明の要がない分り切つたことなのである。これは到底あり得ない妄断であるが、事の真相は次の第三項で明らかにする。

以上、例文(2)について氏の説を四条に分つて検討してきた。言うところ総て無稽の詭説、虚構の作り事であつて、筆者はその一言一句を悉く否定した。上下二段組の誌面の僅かに五行に過ぎぬ見解に対してこれほど長大な検討を要したのも一にかかつて右による。

なお、派生する問題について一言する。③型は②型に「や」が下接したものである。換言すれば②型には「や」がない。では、②型は話題を切り出すことが出来ないのか。また、逆に、②型は「相手の予期」する話題を要求するものなのか。更に②型も「通達」であると言うが、「や」によつて「通達」となるのではなかつたか。氏は果たして右に答え得るであろうか。

次は以上の「や」の主張に続くもので、②型・③型を「婉曲」と解する筆者の見解に対するいま一つの「疑問」として「む」の意味を問題とするところである。ここで氏は

推量とされる助動詞「む」の文法的な意味が問題の中核である。

と言う。然り、この言やよし。ところがその期待は言下に裏切られてしまう。続く次の説明を見よ。

二人称主語の「む」型文型は、次の例のように明らかに行為の指示として運用される例がある。

(5) 「まだ人は起きてはべるべし。ただこれよりおはしまさむ」として入れたてまつる。(浮舟

大内記↓句宮。筆者注 例文抄出)

大内記は句宮を宇治の姫君のもとに案内する。その「しるべ」として「これよりおはしまさむ」と述べる。これは①「ここからお入りください」以外の意味と考えることはむずかしい。②ならば、命令形

述語の文とどこが異なるか。(記号・傍線 筆者)

ここには自ら問題の中核とした「む」の文法的意味について一言半句も触れることが無い。ただ訳文によって文意を命令とするのみであって、読者は完全に肩透かしを食らった形である。何故肝心の「む」の「文法的な意味」を説明しないのか

右の「おはしまさむ」は①型「おはしませ」を推量の助動詞「む」によって和らげ、婉曲に慫慂したものである。つまり、「(あなたは)ここからお入りになるでしょう」という推量形式によって、「お入りになる方がよろしうございますーお入りなさいますように」という気持ちを表したものである。これが婉曲・間接的な②型の表現構造である。従ってこれは決して指示・命令と解すべきものではない。

氏は傍線部①「『ここからお入りください』以外の意味と考えることはむずかしい」と言うが、何もむずかしがることはない。右に説明した如く解すればよいのである。

しかも問題はこれに止まらない。氏は右②に続いて

②ならば、命令形述語の文とどこが異なるか。

と言う。この言はすこぶる威勢がよい。まさに昂然たる口調である。

ところが、驚くべきことに氏の言う「命令形述語の文」は「命令」を意味しない。後述第三項の⑩①②、これは本論文の中核をなす主張であるが、それによれば②型（例「おはしまさむ」）及び③型（例「得させむや」）が命令文であつて「通達」を意味するのに対し、①型命令形述語（例「おはしませ」）は通説とは逆に、諾否は相手任せの「依頼」なのである。

従つて前掲②は甚だしい自家撞着の言なのである。氏は実証に基づかず観念を弄んでいるからかかる自説の成否に関わる重大な矛盾を述べながらなお平然、更には得意然としていられるのである。

さて、次が先の②に続く命令形述語の例である。

(6) 「大将こそ、宮抱きたてまつりて、あなたへ率ておはせ」と、みづからかしまりて、いとしどけなげにのたまへば、うち笑ひて、「おはしませ。いかでか御簾の前をば渡りはべらむ。いと軽々ならむ」とて、抱きたてまつりてのたまへば（横笛 句宮↓夕霧・夕霧↓句宮）

句宮の「率ておはせ」は命令というよりもお願いである。また、それに答える夕霧の「おはしませ」は行為の許容である。（傍点筆者）

幼い句宮（三歳）の言動はまさに天真爛漫、「（あちらの母の許へ）連れていらっしやい」は明確な命令である。対して夕霧は「（こちらへ）いらっしやい」と誘つたのである。「いかでか」以下が句宮の要求に応じなかつた理由である。

氏は句宮の言を「お願い」、夕霧の言を「許容」とする。これでは先の例文(5)の②とは全然何の関りも認

められない。氏は右例文(6)を如何なる意味で挙げたのか。筆者には右挙例の意味を理解することは不可能である。

次は右例文(6)の説明の文末（「行為の許容である」）に改行もせずによく記述であるが、実は例文(5)についての説明なのであり、読者を混乱させること甚だしい。

A 命令形述語は相手の意志を動かそうとする意図があるが、

B (6)「おはしまさむ」（筆者注、(5)の誤り）において、聞き手匂宮にはそれに従わないという選択肢がない。指示に従わなければどうしようもないのである。

C 大内記は匂宮になすべきことを通達するわけであり、相手の拒絶はまったく考慮していない。

D 「おはしまさむ」は、高い敬意をとまなう表現であるが、「む」型による行為指定は、命令形述語よりもむしろ強い態度である。（改行・記号 筆者）

右の錯雑した論理は物語の経緯を完全に無視し、かつこの場の状況を曲説するものであって、到底認め難い。先ず**A**・**B**を見るに、**B**「おはしまさむ」を**A**「命令形述語」と混同しており、全く論外。続いて**A**・**D**の内容に入る。

そもそも、「宇治へ忍びておはしまさむことをのみ思しめぐらし」ていた匂宮は、大内記他を従え、その案内で宇治を訪れ、今、その浮舟の寝所に忍び入ろうとしているのである。総て匂宮の主體的な行動であり、ここでは唯どこから入るかを大内記に探らせているのである。これによって**B**の不当は明白であろう。

そしてこれは直ちに**C**を否定する。大内記の言葉の力点は「ただこれより」にあると見るべきである。

下級貴族・地下人の大内記が主筋の宮の意志を無視して指示・通達し、相手の匂宮がそれを拒絶することが出来ないなど勿論ありえない。

Dについて見る。先の例文(5)では「おはしまさむ」を「命令形述語の文とどこが異なるか」としていた。

それがここでは「命令形述語よりもむしろ強い態度」を表すという。場当たりの強い思い付きにしてもあまりにも粗雑に過ぎる。

以上、例文(5)についての氏の説を全否定した。要するに「おはしまさむ」は先に指摘したとおり匂宮に鄭重に慫慂した言葉である。

次に進む。

(7) 「鳴り高し。鳴りやまむ。はなはだ非常なり。座を退きて、立ちたうびなん」など、おどし言ふも、いとをかし。(少女・博士たち)

夕霧の学問始めにおいて、博士たちが登場するが、彼らは「うるさい。静かにする。はなはだ無作法である。退席する」と並み居る貴顕に対し、あたかも教室において生徒に対する先生の口調で話す(注5)。生徒側に逆らう権利はない。

右を夕霧の「学問始め」の場面とするのは全くの虚構である。この条の冒頭に字つくることは東の院にてしたまふ。

とあるとおり、ここは夕霧の字をつける儀式の場面であり、場所も「東の院」即ち源氏の二条東院であつて大学寮ではない。そもそも物語に「学問始め」などという言葉は無い。如何に索引論文と雖もかかる誤りは到底あり得ないことである。

では、何を企図して場面を偽つたのか。理由は傍線部を見ればまさに明々白々であつて、儒者の言を逆らい得ない指示・命令とせんが為である。しかもここでは譬喩として持ち込んだ、教室における先生と生徒との関係について喋々するのみであつて、肝腎の表現そのものについての解析は一切ないのである。

問題の本質は以上に尽きるが更に細説する。

「鳴りやまむ」は命令表現ではない。これは「鳴り高し」と共にあたかも自然現象を言うが如くであつて直接人々の行為を咎めだてたものではない。即ち「鳴り(ガ)やむ」を「鳴り(ガ)やまむ」としたものであつて「鳴り(ヲ)やめよ」を「鳴り(ヲ)やめむ」としたものでない。

また、氏の訳文も自らの主張に合わせたあまりにも乱暴なものである。「静かにする」「退席する」とあるが現代語においても例えば親が子に対して「もっと勉強する(努力する)」など言うことはあつても、上位者に向かつて「ここで休憩する」「更に配慮する」などと指示することはあり得ないであろう。更に敬語「たちたうびなん」も無視されているが、身分の低い儒者が如上の粗暴な言葉遣いをする道理がない。

以上、例文(7)の説明を一言もつて覆えばまさに以ての外の虚構・詭弁。(注5)

(8) 「夜は、明け方になりはべりぬらん。はや、帰らせたまひなん」と、聞こゆれば、かへりみのみせられて、胸もつとふたがりて出でたまふ。(夕顔 惟光↓源氏)

光源氏は夕顔の急死に直面するが、逡巡する源氏に対して惟光は(8)のように早く帰るよう指示する。(中略) 源氏はそれに従う。

このように相手にそれを断ることが想定されない場合が、「む」型による命令表現である。

夕顔の死は前夜の某院での出来事であり、かの亡骸をいま一度見たいとの源氏のたつての希望により、やむなく「夜ふけぬさきに帰らせおはしませ」と惟光がここ東山に源氏を案内したのは翌一七日夜のことである。従つて、ここを夕顔急死の場面とするのは誤りである。

右例文は夕顔の亡骸を前にしての、源氏と右近(夕顔の乳母子)との長い悲嘆の会話に続くものであつて、ここには源氏が「逡巡」している様など一行の記述も見られない。ただ、夜は既に明け方となつた。惟光は事の露見を惧れているのである。源氏もまたそれは承知である。

なお、惟光が源氏に指示・命令するなど事の如何を問わず絶対により得ない。勿論そのような例は物語に

一例たりとも存しない。

右はまさに場面を虚構、歪曲し、自説を強引に主張しているのである。

因みに言う。氏は右で「む」型による命令表現は相手の拒絶を想定していないものだとする。では次例は如何。

「幕れかかりぬれど、おこらせたまはずなりぬるにこそはあめれ。はや、帰らせたまひなん」(若紫一・二〇五 供人↓源氏)

右はわらわ病みで北山に在る源氏に対するもので、名もなき供人の慫慂の言であるが、氏は「む」型の故をもつてこれをしも指示・通達とするのであろうか。

前掲例文(8)の説明の後、次の見解が出て来る。

I 「む」型の文型が推量ではなく、「や」型の文型が疑問ではないとするならば、(1)の川上氏の四段型体系は成立しない。(中略)

II そのように見ると、例文(2)の「得させてむや」は「得させるだろうか？」ではなく、「得させること！」という通達であり、「のたまひてむ」は「おっしゃるでしょう」ではなく、「源氏が言うべきことです」という返事である。(傍線筆者)

一読あまりのことに啞然とした。右は筆者の体系説に対する根本的な誤解に発するものであって全くの妄批である。

ここではIの傍線部を筆者の体系説否定の根拠としているが、筆者は助動詞「む」の意味を「推量」、助詞「や」の意味を「疑問(問い)」としている。即ち文の構成要素としての単語の意味を問題にしているのであって、決して②型、③型の文意―氏の言う「文型」の意―を「推量」「疑問」としているのではない。従ってIは筆者の見解とは全く無縁、的外れの妄言である。しかも先の「や」の説はまさに笑止の沙汰で

あった。また、「む」については「問題の中核」とまで揚言しながら、その実は一言の説明も見られなかった。要するにIは唯ただ筆者の説に異を唱え、それを否定しているだけである。

筆者の見解は本項冒頭に引用された体系説①型～④型の説明を見れば直ちに知られることであるが、更に確認するために次に拙著所載の「命令・勧誘表現の四段型体系」表を示す。

機能	命令	婉曲な命令	勧誘
形式	命令形	推量	反語：否定
名称	①型	②型	③型
動詞系	………**	………む	………むや
「ぬ」系	………ね	………なむ	………なむや
「つ」系	………てよ	………てむ	………てむや
「給ふ」系	………給へ	………給はむ	………給はむや
「給ひぬ」系	………給ひぬ	………給ひなむ	………給ひなむや
「給ひつ」系	………給ひてよ	………給ひてむ	………給ひてむや
			やは………ぬ
			やは………給はぬ

(斜線部は用例を欠く。これは助動詞「なぬ」「てぬ」と言う接続がないからである。なお敬語は「給ふ」で代表させてある)

表について若干説明する。初めに「機能」とある欄は各型の機能即ち文意を表す。次の「形式」の欄は各型の文末形式を意味する。例えば②型に「推量」とあるのは文末が推量の助動詞「む」であることの意味である。他の各型も同様であって、このように筆者は文意とそれを構成する文末形式とを截然と区別している。

以上、先のIが筆者の体系説に対する根本的な誤解によることを確認した。

IIはIを具体化し、それを基に例文(2)を説明したものであるから、その不当は自ずから明らかであろう。しかもその内容を見るに、「得させてむや」は「得させるだろうか？」ではなく、また、「のたまひてむ」は「おっしゃるでしょう」ではないとするが、言われるまでもなく何人もかかる意味に解することはない。こ

れはそれぞれ疑問表現、推量表現であって命令表現になっていない。氏はかくの如き殊更あり得ない異様、拙劣な訳文を拵え、それを否定することによって筆者の体系説を誣いると共に自説の正当化を図っているのである。

なお、Ⅱの冒頭に「そのように見ると」として、「得させてむや」を通達と主張しているが、氏は先に「や」の意味を問題としたところで既に右を通達としていた。しかもその内容たるや、相手の全く予期せぬことを要求するものだであった。この前言との関係について氏は全く素知らぬ風である。

検討が長くなつたが問題は未だ尽きない。

先のⅡでは源氏の詞に感嘆符が付された。これはまさに物語註解上、前代未聞の椿事である。源氏は強いイントネーションを伴つた口調の大声で居丈高に通達、命令したのか。一方紀伊守の言について見るに、この訳文とも説明ともつかぬ一文も尋常ではない。「源氏が言うべきことです」とあるが、古く命令表現において、相手を名指しにし、更に格助詞「が」を付して謂わば主語として明示することはない。これは古代語を貫く厳とした事実であり、右は到底認め難い。しかもここはあろうことか紀伊守が面と向かつて源氏を呼び捨てにしたことになる。これはあまりにもデタラメに過ぎ、全く論外と評する外はない。

更に「のたまひてむ」を「言・う・べ・き・こ・と・で・す」とするのは放恣に過ぎる。敬語も無視されており、取意にしても全く粗雑である。紀伊守が明らかな命令口調で源氏の依頼を突っ撥ねることなど絶対であり得ない。

なお、同時期発表の〈配慮表現〉(二〇一四・六)では問題の源氏の詞を「わたしに任せてもらえまいか」、紀伊守の詞を「姉にあたります人に御意向をお伝えください」と訳している。二論文におけるこのあまりにも甚だしい相違、齟齬は一体何なのか。尤もこの訳文は「新編」の丸写しであるが。

次に進む。これは先の「得させてむや」「のたまひてむ」の解釈に続くものである。

命令文型は、話し手の心的態度と、聞き手の状況に応じて選択される。この部分の理解のズレは、たとえば、物語の場面の解釈に大きく影響する。次の例は、女三宮降嫁の際に光源氏が紫上に言うことばである。

(9) (源氏は) 我ながらつらく思いつつけらるるに、涙ぐまれて、「今宵ばかりはことわりとゆるしたまひてんな。これより後のとだえあらむこそ、身ながらも心づきなかるべけれ。また、さりとて、かの院に、聞こしめさんことよ」と思ひ乱れたまへる御心の中苦しげなり。 (若菜上 源氏↓紫上、波線部は筆者補)

女三宮が降嫁して六条院に入った。右は婚儀にとって最も重要な新婚三日の夜のことであり、「今宵ばかりは」とあるのはそれを意味する。従って、これを単に「降嫁の際」とするだけでは自ら強調する「場面」の説明として足らざること言うまでもない。

しかも右は、源氏の言葉を引くのみで前後の地の文(波線部)を引用していない。源氏は涙ぐみ、思い乱れながら、とつおいつ苦しげに女三宮行きへの了解・承諾を求めているのであるが、これではそうした源氏の苦衷、その「心的態度」などさらに知るべくもなからう。

更に右は②型の文末に終助詞「な」の下接した極めて珍しい例であって他の作品にも類が無く、孤例と目される。終助詞は話し手の感情の凝縮であり、これも源氏がしみじみと訴えかけているのである。まさに問題の「心的態度」の表れに外ならない。しかるに氏はこの「な」を全く無視している。これでは自ら強調する「場面の解釈」の「ズレ」を防ぐことなど到底覚束ないであろう。

しかも氏の解釈は次の如きまさに驚くべきものである。

新全集では「今夜だけは、無理からぬことと、お許しくださるでしょうね」と口語訳するが、そのような言葉とするととても嫌みな感じがする。「む」を推量ととるからである。この局面で、源氏は女三宮

のところへ行くのを、紫上に許してもらおうしかない状況である。これは「状況に照らして当然と、わたしをお許し下さいね」と通達して了解を求めるものである。(傍線筆者)

一読絶句した。氏は『新編』の逐語的な精緻な訳文を「とても嫌みな感じ」、不快として斥けたのである。訳文の当否はただ原文との関係即ち原表現をそれに相当する現代語に的確にうつしているか否かについて論ずべきものであって、そこに研究者の個人的な好悪の感情を持ち込むことなどあってはならない。右はまさに尋常ならざる独善である。

しかもその原因を「む」を推量ととるからだと言う。では「む」の意味は何なのか。氏は先には、「推量とされる助動詞『む』の文法的な意味が問題の中核である」とまで揚言しながら、その実は寸毫もそれを説明しようとはしなかった。ここでもそれは全く同様である。右は有り体に言えば「推量」以外説明の仕様がなから金輪際それを説明しようとしないのである。不都合なこと、説明出来ぬことは不可触、*untouchable*に如くはない。

更に、源氏の言葉を「通達して了解を求めるもの」とするが、「許してもらおうしかない状況」で「わたしをお許し下さいね」と許しを乞う言葉が「通達」即ち強い態度から出る明確な指示・命令である道理がなからう。また「通達」であればその上更に「了解」を求める必要があるのか。以上はまさに支離滅裂、悉くあまりにも好い加減、あまりにもデタラメに過ぎる。

因みに、氏の〈謝罪表現〉(一九九三)では右を「実質的な謝罪表現」の例としていた。「謝罪」と「通達」とではそのあまりの乖離・懸隔に驚かされるが、所詮掲載誌特集号の表題に合わせて場当りの主張をしているに過ぎなからう。

なお、先の説明に続いて

「ゆるしたまへ」でもなく、「ゆるしたまはむや」でもなく、「ゆるしたまひてんな」が選択される意味

があるはずであり、伝達態度の解明は物語のディテールを明確にすることになるだろう。と言う。なんとこれは先に自ら否定した筆者の体系説をなぞったものではないか。実に適当な、研究者として無節操な記述と評する外はない。

しかも右は正確ではない。右の三形式は体系上の系列を異にする。「たまふ」の系列は

I ①型「許したまへ」―②型「許したまはむ」―③型「許したまはむや」―④型「やは許したまはぬ」であり、文末に助動詞「つ」を伴うものは

II ①型「許したまひてよ」―②型「許したまひてむ」―③型「許したまひてむや」

である。氏はこの二系列を混同しているのであって、これは筆者の体系説に対する一知半解に由来する。

「許したまひてむな」は右IIの②型に終助詞「な」の下接した極めて珍しい例である。しかしこの肝腎の「ゆるしたまひてむな」についても、ただ、それが「選択される意味があるはず」だとするのみで、一向にその表現を解析しようとはしない。これでは「伝達態度の解明」延いて「物語のディテールを明確にすることなど到底望むべくもなからう。

筆者は先に別稿「批判・反論・再批判」(二〇二二・一〇)において、批判に際しては、批判の対象についての正確な理解と、その前提として批判者自身の見識が求められることを指摘したが、氏のこれまでの記述には右の要件が悉く欠落している。先に氏が問題とした「や」の解釈はほとんど正気の沙汰とは思われぬものであった。また、自ら問題の中核とした「む」の文法的な意味については遂に一言も触れることが無かった。

要するに氏の批判は筆者の見解とは全く無縁の曲説、妄言として筆者はそこに寸毫の意味も認めない。

ここで参考までに古語辞典の解説を見ることとする。筆者が「四段型体系」説を世に問うた一九七〇年代半ばにおいて、平安時代の命令表現に関する研究は学界にほとんど見られず、文法書及び古語辞典類においてもその事情は同然であった。しかし現今の古語辞典の解説はまことに深切、精細であつて解釈文法的な観点からの立項も増え、問題の「な・む」「て・む」、更には「な・む・や」「て・む・や」等の連語の立項もごく普通に見られるようになった。まさに隔世の感を強くする。

次に一例として『全訳読解古語辞典』（三省堂 一九九五）の「なむや」の項を見る。

「な・む・や」（完了の助動詞「ぬ」の未然形＋推量の助動詞「む」の終止形＋係助詞文末用法）

① 「や」が疑問の意を表す場合）相手の意向を重んじながら、やわらかく勧誘する。…しないでしようか。…したらいかがでしょうか。

「つれづれとすごしはべらむ月日を、宿直ばかりを簀の端わたり許されはべりなむや」（蜻蛉・下）

「いかにすべきわざにかとも、問ひあはすべき人だになきを、忍びては参りたまひなむや」（源氏・

桐壺）

② 「や」が反語の意を表す場合（下略、筆者）

実に到れり尽くせりであるが、これでも抄出であり、訳文も省略した。

更に他の例も見る。次は『例解古語辞典』（三省堂 一九九二）の「な・む」の項の抄である。そこではその⑤に、

（多く「なむや」の形で、全体で）勧誘、軽い命令を表わす。…たらどうだ。…てくれないか。

として、次例他を挙げる。

「夜は明け方になり侍りぬらむ。はや帰らせ給ひなむ（||才帰りニナツテクダサイマセンカ）」「源氏・夕顔」

右はまさに氏が指示・通達と解した例である。

続いて「てむや」の例を『古語大辞典』（小学館 一九八三）について見る
 「てむ・や」「連語」（完了の助動詞「つ」の未然形「て」＋推量の助動詞「む」＋係助詞「や」。文末に用いられる）

① 相手に動作を促す意、または、軽い命令の意を表す。：してくれないか。

「翁の申さむ事は、聞き給ひ——」（竹取・貴公子たちの求婚）

「かのありし中納言の子に得させ——」（源氏・帚木）

② （多く「まさに」と呼応して）反語の意を表す。〈下略、太字筆者〉

右の①の第二例は氏が「得させること！」という通達と主張した例である。

以上、現行古語辞典の解説を確認した。これは結果的に筆者四十数年来の主張が辞書界延いて学界に追認されたものと考えられ、私かに意を強くしているところである。氏は筆者の説を否定するが、それは同時に辞書界並びに学界の通説の否定を意味する。氏に果たしてその認識があるうか。

以上、甚だ長くなったが第二項の氏の主張を総て完全に否定した。以下、次稿とする。

注

1 筆者は「命令表現」の意味を広義にとり、直接的ないわゆる命令の他、婉曲・間接的な形式による勧誘・懇請・勸奨・慫慂等々の用法を含め、それを「命令・勧誘表現」と称している。

拙著は『命令・勧誘表現の体系的・研究』と題するが、これは体系についての研究（序論第二章）の意であり、かつは体系に基づく研究（本論）の意である。即ち「体系的・研究」は筆者の研究の根幹、中核をなすものである。

2 ③型の「や」は係助詞なるが故に、この「や」は「疑い（問い）」の他、時に反語の用法を有するのである。

「すこしも身のことを思ひ憚らむ人の、かかる歩きは思ひたちなむや」（浮舟六・一二七）

「尊きことなりとも、御身弱うては行ひもしたまひてんや」（柏木四・三〇七）

3 話し手の昂った感情を表す「や」の例を一、二示す。

（滝口）紙燭持て参れり。右近も動くべきさまにもあらねば、近き御几帳を引き寄せて、「なは持て参れ」とのたまふ。例ならぬことにて、御前近くもえ参らぬつつましさに、長押にもえのほらず。「なほ持て来や」。所に従ひてこそ」とて、召し寄せて見たまへば、（夕顔一・一六五 源氏↓滝口）

某院における夕顔急死の場面である。異常な雰囲気の中での、ごく短い命令の言葉で、この「や」は意のままに動かぬ相手に対する源氏の抑え切れぬ苛立ちを示すものである。ほとんど立腹に近いと言うべきか。波線部とともに「なほ」とあるのも注目されよう。

次は「手習」の巻から。

僧都から意識不明の若い女を助けたという話を聞いた妹尼は直ちにその場へ急ぐ。女のあてなるけはいを見て、

「ただ、わが恋ひ悲しむむすめのかへりおはしたるなめり」とて、泣く泣く御達を出だして抱き入れさす。

妹尼は女を長谷の観音から授かった亡き娘の身代わりと思ひ、直ちに

「ものたまへや。いかなる人か、かくてはものしたまへる」（手習六・二八七）

と声をかけずにはいられない。この「や」に感情を昂らせ、「泣く」の繰り返しを見よ―急ぎ込んでいる妹尼の心情を見るのは極めて自然であろう。

4 現行の「通達」の例を示す。

次は二〇一九年五月下旬の福島原発の外国人「特定技能」就労問題に関するマスコミの報道例である。

「厚労省は東電に通達」(NHKニュース)

「厚労省は……東電に『極めて慎重な検討』を求める通達を出した」(朝日新聞)

「東電、国通達翌日に転換」(同)

右の他、次の如くである。

「政府は今日土砂を投入すると沖縄県に通達」(二〇一八・一二・一四、NHKニュース)

5 次が例文(7)の説明中の(注5)の全文である。

川上(二〇〇五)四九頁に、古記録などに現われる「ム」型命令文を列挙し、「朝儀・公事の場において許諾を求める表現として普通に用いられていたとある。明確な言語表現が要求される場に現われるものに、「推量」「婉曲」と解する点、疑問である。(傍線筆者)

右を一言にして覆えば論外。この妄批に対する反論は既に概略川上(二〇一七)で述べたがここで改めて詳説する。次は拙著(二〇〇五)に引用した峰岸明氏の見解である。氏の『平安時代古記録の國語學的研究』序章「儀式用語に関する記述」の項に、この「む」に関し、次の注目すべき指摘がある。即ち

平安時代の貴族は、儀式の場の言語に細心の注意を払い、その一々について深い関心を寄せる。(中略)そこで古記録においては、そのような場面の描写は精細で、従ってまた、その言語・表現についても他の資料には求められない具体的な情報がそこから得られる。それらによって、平安時代、朝廷で使用された儀式用語の特徴を摘記すると、次の如くなる。

として、その(5)に次の記述がある。

許諾を求める表現には、推量の助動詞「む」が使用される。(傍線筆者。以下同)

○次左大辨取笏申云、史生召ム、予許之、(中右記、嘉承二年二月一七日)

○向尊物申曰、史生女佐牟、(兵範記、仁平正月二十六日)

○奏饗祿事、其詞、上達部已下饗祿給ハム、(玉葉、建久二年三月二十八日)

筆者は右に触発されて、院政期から鎌倉末期の記録類を調査し数例を挙げたのである。今その中の一、二を示す。

○内弁、座をたちて、磬屈して奏して云、まちきんだちにみき給はん。〔建武年中行事〕元日の節会

○内弁：磬折、向御前方奏云、大夫君達ニ御酒給ハム。〔朝儀次第〕御元服賀表 白馬節

○院宮の御申文めしにつかはさんと奏す。〔建武年中行事正月叙位。なお、「県召の除目」の項に同文）
なお、筆者は右の記録類の例に先んじて次を挙げてゐる。

宮の大夫、御簾のもとにまゐりて、「上達部御前に召さむ」と啓したまふ。聞こしめしつとあれば、殿よりはじめたてまつりて、みなまゐりたまふ。〔紫式部日記 御五十日の祝。宮の大夫↓中宮。この部分、『栄花物語』（巻八）に同文がある。）

右は若宮の御五十日の祝の場面で、中宮の大夫が中宮に「上達部を御前にお召しくださいますように」と婉曲に願ひ出たものである。

藤原氏は以上の例文を疑問だと言う。まさに事実が間違っていると云わんばかりである。

更に、筆者の見解を否定することは延いて峰岸氏の堅実、精緻な卓説をも非とすることになるが、果たして氏にそれだけの用意があるろうか。またこれらの「ム・む」を「推量・婉曲」と解することに疑問があるなら何故それを明らめようとするのか。これでは単に言いがかりをつけているに過ぎなからう。

なおまた、天皇や中宮に対する、これら廷臣の奏・啓の詞を指示・通達と解する日本人は古今を通じて絶対に存しないであらう。